

亀山市告示第159号

亀山市母子家庭高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金事業実施要綱第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第244号。以下「令」という。）第30条の2」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第29条（令第31条の9において準用する場合を含む。）」に改め、「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「母子家庭高等職業訓練」を「母子家庭等高等職業訓練」に、「母子家庭の生活」を「母子家庭等の生活」に改める。

第2条第1項中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第129号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 この告示において「父子家庭の父」とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養しているものをいう。

4 この告示において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

第 3 条中「のうち、令第 3 0 条の 2 第 1 項各号に該当するもの」を削り、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第 5 条中「令第 3 0 条の 2 第 3 項第 1 号」を「要綱第 5 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条、第 7 条及び第 8 条中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。